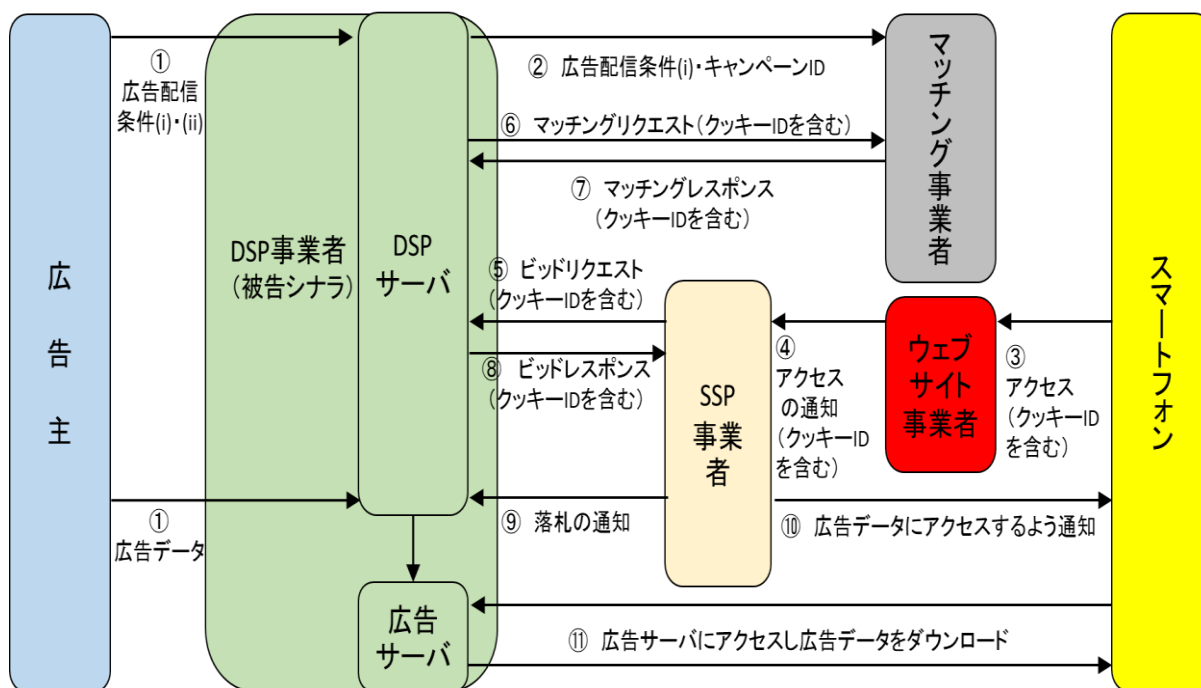


被告システム及び被告サービスの提供方法の構成



- ① 広告主が指定した広告データ及び広告配信条件が、DSP 業者である被告が管理する DSP サーバに送信され、記録される。DSP サーバは、広告データを特定するためのキャンペーン ID を生成する。DSP サーバは広告データを広告サーバと共有する。なお、広告配信条件のうち、マッチングサーバ（別会社のソフトウェアにより制御される。）でマッチング処理を行うために用いられるものを「広告配信条件(i)」といい、DSP サーバで選択処理を行うために用いられるものを「広告配信条件(ii)」という。
- ② DSP サーバは、広告配信条件(i)（例えば、「東京駅から半径 3 km 以内の 30 代女性」に広告配信するという条件）及びキャンペーン ID をあらかじめマッチングサーバに送信する。

- ③ スマートフォンが、当該スマートフォンにインストールされたブラウザ等のアプリを利用してウェブサイトを表示させるため、当該ウェブサイトのサーバにアクセスをすると、当該ブラウザ上のクッキーIDが当該ウェブサイトサーバに送信される。
- ④ 当該ウェブサイトサーバは、SSP業者が管理するSSPサーバに対し、スマートフォンがアクセスしようとしているウェブサイト（広告枠が設けられている。）の情報（広告枠の情報）と受信したクッキーIDを送信する。
- ⑤ SSPサーバは、DSPサーバに対し、ビッドリクエストを送信する。このビッドリクエストにはウェブサイトサーバから受信した広告枠の情報等とクッキーIDとが含まれる。
- ⑥ DSPサーバは、マッチングサーバに対して、マッチングリクエスト（ビッドリクエストを含む。）を送信する。
- ⑦ マッチングサーバにおいては、マッチングリクエストに含まれるクッキーIDと広告配信条件(i)（前記、「東京駅から半径3km以内の30代女性」に広告配信するという条件等）とのマッチング処理が行われる。DSPサーバは、マッチングサーバから、マッチングレスポンス（マッチング結果の通知）を受信する。このマッチングレスポンスには、広告配信条件(i)を充足した1つ以上のキャンペーンIDを含んでいる。なお、被告は、マッチングサーバにおいてマッチングのために使用されている一切の情報（DSPサーバからマッチングサーバに送信されたものを除く。）にアクセスすることはできず、DSPサーバがこれらの情報を取得することはない。
- ⑧ マッチングレスポンスを受信したDSPサーバは、広告配信条件(ii)（例えば、「総予算1000円、かつ、一日当たり同一のスマートフォンに同一の広告を配信する最大数を10回に制限」という条件）に基づく選択処理を行い、広告配信条件(ii)を充足することを

確認したうえで、SSPサーバに対し、ビッドレスポンスとともにクッキーIDと1つのキャンペーンIDを送信する。なお、DSPサーバにおいて選択処理を行う広告配信条件(ii)は、広告主が予め定めた予算及び一日当たりの同一のスマートフォンに対して同一の広告データを配信する回数であり、DSPサーバでの選択処理は、広告主の予算の消化状況と、一日当たりの同一のスマートフォンに対する同一広告の配信回数という、二つの観点から行われる。DSPサーバは、この選択処理に当たり、通信事業者がWi-Fi電波検知手段により取得したスマートフォンの位置情報を利用していない。

- ⑨ SSPサーバは、複数のDSP業者から受信したビッドレスポンスについて入札手続を実施し、被告によるビッドレスポンスに係る入札金額が一番高く、被告が落札に成功した場合には、DSPサーバに対し、被告が落札した旨を送信する。
- ⑩ SSPサーバは、クッキーIDに係るスマートフォンのブラウザに対し、広告サーバにアクセスし、キャンペーンIDに係る広告データをダウンロードするURL(Uniform Resource Locator)を送信する。
- ⑪ スマートフォンのブラウザは、当初アクセスしたウェブサイトダウンロードすると同時に、広告サーバにアクセスし、広告枠に表示すべき広告データをダウンロードする。その結果、スマートフォンのブラウザには、ウェブサイトの表示と同時に、その広告枠に広告データが表示される。

以上

特許公報添付省略